

官房長官会見（令和2年2月25日午前）抜粋
（報道ベース・未定稿）

【冒頭発言】

新型コロナウイルス感染症については当面この時期に確実かつ効果的な感染防止策を講じることが、今後の国内での流行を抑える上で極めて重要であると考えております。そのため先週20日、厚労省から企業におけるテレワークや時差出勤が有効な対策である旨メッセージを出し、経済産業省から各経済団体に対しても各企業への周知を要請したところです。また、各省庁におけるテレワークや時差出勤についても、きのう改めて臨時の次官等連絡会議を開催をし、早速本日からテレワークや時差出勤を活用して可能な限り多くの職員が混雑時間帯を避けて勤務を行えるよう必要な態勢の整備を図っていただくよう指示をしたところであります。

【新型肺炎】

一政府はきょう午後の対策本部会合で総合的な基本方針を決定する予定だが、狙いと実効性は。

まず新型コロナウイルスについては国内の複数地域で感染経路が明らかではない患者が発生し、現時点は大規模な感染拡大を防止する上で重要な局面である、このように考えてます。確実かつ効果的な感染拡大防止策を講じ、患者増加のスピードを抑制することは今後の流行を抑える意味で極めて重要だというふうに思います。同時に今後、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者の発生を抑制する観点から重症化防止を中心にして医療提供態勢を早急に整える必要がある、こういうふうに考えてます。現在の状況を的確に把握をし、国、地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民の皆さんが一丸となって対策をさらに進めていく必要があります、今後の状況の進展を見据えて、国民の皆さんや企業に対する情報提供、感染拡大防止策、医療提供態勢等について講じていくべき対策を整理をして、国民の皆さまに総合的な基本方針としてお示しをすることにいたしました。

国官人第2012号
令和2年2月24日

本省内部部局長等 殿

大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための早出遅出勤務の特例について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、下記のとおり早出遅出勤務上の措置を講じることとしましたので、通知します。

なお、新型コロナウイルスの発生という特殊の事情により弾力的かつ機動的な勤務時間管理の対策を実施していくこととしておりますが、各部局等におかれましては、職員の勤務時間管理について遺漏なきよう取り計らい願います。

記

内部部局長等は、所属職員の通勤途上における新型コロナウイルスの感染機会を減らすため、所属職員の早出遅出勤務を実施することが必要と判断した場合には、公務の運営に支障がない範囲において以下の割振り等により早出遅出勤務をさせることができるものとする。なお、当該早出遅出勤務を実施することについては、「国土交通省職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」第8条による国土交通大臣の承認を得たものとして取り扱って差し支えない。

勤務区分	勤務時間	休憩時間
A 勤務	午前7時30分から正午まで及び 午後1時から午後4時15分まで	正午から午後1時まで
F 勤務	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後6時45分まで	
G 勤務	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後7時15分まで	

以上

国官人第2023号
令和2年2月25日

施設等機関
特別の機関 の長 殿
地方支分部局

大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための早出遅出勤務の特例について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、下記のとおり早出遅出勤務上の措置を講じることとしましたので、通知します。

なお、新型コロナウイルスの発生という特殊の事情により弾力的かつ機動的な勤務時間管理の対策を実施していくこととしておりますが、各機関等におかれましては、職員の勤務時間管理について遺漏なきよう取り計らい願います。

記

- 1 部局長等は、所属職員の通勤途上における新型コロナウイルスの感染機会を減らすため、所属職員の早出遅出勤務を実施することが必要と判断した場合には、「国土交通省職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」（以下「勤務時間訓令」という。）第6条第8項及び第9項の規定に基づき部局長等が定める勤務時間の割振り等の範囲内で早出遅出勤務をさせることができるものとする。
なお、当該早出遅出勤務を実施することについては、勤務時間訓令第8条による国土交通大臣の承認を得たものとして取り扱って差し支えない。
- 2 部局長等は、勤務地の通勤事情に応じて前項の早出遅出勤務の勤務区分に新たに勤務区分を追加する必要があると判断した場合には、事前に大臣官房人事課長に対して実施内容を報告するものとし、当該報告をもって勤務時間訓令第8条による国土交通大臣の承認を得たものとして取り扱って差し支えない。

以上

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための
早出遅出勤務等の実施について

令和2年2月25日 大臣官房人事課

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、国土交通省としても、混雑時間帯を避けた出勤やテレワークの実施により、職員への新型コロナウイルスの感染機会を減らす取組を実施しますので、ご協力をお願いします。

記

「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた早出遅出勤務の特例」等を活用した混雑時間帯を避けた出勤、テレワークを以下のとおり実施する。

(1) 期間

2月25日(火)から当面の間

(地方機関については、2月26日(水)以降順次)

(2) 対象(目標)

ア 本府省等常勤職員及び地方支分部局等常勤職員のうち勤務時間訓令第6条第4項の「通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地域に所在する庁舎に勤務する職員」の5割

イ 上記以外の職員のうち公共交通機関で通勤する職員についてはできる限り

(3) 取組内容

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた早出遅出勤務の特例、早出遅出勤務、フレックス等による混雑時間帯を避けた出勤、テレワークにより、混雑時間帯(首都圏については8時台、9時台)の出勤を回避。

以上

事 務 連 絡
令和2年2月24日

各府省人事担当課長 殿

内閣人事局内閣参事官
(服務・勤務時間担当)

新型コロナウイルス感染症対応に係る時差出勤・テレワークの
取組状況調査について

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、内閣官房新型インフルエンザ等対策室からの協力依頼等を踏まえ、各府省において、職員の感染防止のための対策に努めていただいているところですが、内閣人事局として、各府省における、①時差出勤、テレワークの活用のための体制の整備の状況、②時差出勤、テレワーク等により混雑時間帯の出勤を回避した職員数、について、把握を行うこととしました。

各府省におかれては、まず、①時差出勤、テレワークのための体制の整備の状況について、別添様式により、2月27日(木)15時までに提出をお願いします。

また、②時差出勤、テレワーク等により混雑時間帯の出勤を回避した職員数につきましては、できるだけ早期に改めて依頼を行います。2月25日(火)以降各日の取組人数を把握することとしますので、各府省におかれては、その旨御承知おきください。

なお、本件に関し、明日(2月25日(火))、人事担当課長会議を開催し、御説明をさせていただきますので、時間・場所等の詳細については別途御連絡しますが、よろしくをお願いします。

【担当者連絡先】

内閣人事局 服務・勤務時間第一担当
平林、菊池、白石
03-6257-3750

**新型コロナウイルス感染症対応に係る時差出勤・テレワークの取組状況調査
調査票(体制整備の状況)**

○府省名

府省名	
-----	--

※調査票は本省・外局で別に作成することも可。その場合、本省回答分に含まれる機関を明記のこと。

○時差出勤、テレワーク活用のための体制整備の状況

体制整備の状況	
---------	--

※体制整備の内容が分かる資料（新たに制定した訓令や省内取組方針など）があれば、あわせて御提出ください。

※今後、記載内容に変更があれば、2回目以降の提出時に追記・修正を行うこと（その際は、追記部分赤字のこと）。

**新型コロナウイルス感染症対応に係る時差出勤・テレワークの取組状況調査
調査票(実施状況)**

○府省名

府省名	
-----	--

※調査票は本省・外局で別に作成することも可。その場合、本省回答分に含まれる機関を明記のこと。

1 職員数

本省 職員数	地方機関等 職員数

本省 除外職員数	地方機関等 除外職員数

※「職員数」には、常勤職員数を記載。

※「除外職員数」には、業務内容等により時差出勤又はテレワークのいずれも適用できない職員がいる場合は、当該職員数を記載の上、それぞれの理由を別途提出のこと（様式自由）。

2 時差出勤・テレワークの実施状況

①時差出勤

月日	2/24(月)	2/25(火)	2/26(水)	2/27(木)	2/28(金)	週の合計
本省実施人数	－					
地方実施人数	－					
月日	3/2(月)	3/3(火)	3/4(水)	3/5(木)	3/6(金)	週の合計
本省実施人数						
地方実施人数						
月日	3/9(月)	3/10(火)	3/11(水)	3/12(木)	3/13(金)	週の合計
本省実施人数						
地方実施人数						
月日	3/16(月)	3/17(火)	3/18(水)	3/19(木)	3/20(金)	週の合計
本省実施人数					－	
地方実施人数					－	

②テレワーク

月日	2/24(月)	2/25(火)	2/26(水)	2/27(木)	2/28(金)	週の合計
本省実施人数	－					
地方実施人数	－					
月日	3/2(月)	3/3(火)	3/4(水)	3/5(木)	3/6(金)	週の合計
本省実施人数						
地方実施人数						
月日	3/9(月)	3/10(火)	3/11(水)	3/12(木)	3/13(金)	週の合計
本省実施人数						
地方実施人数						
月日	3/16(月)	3/17(火)	3/18(水)	3/19(木)	3/20(金)	週の合計
本省実施人数					－	
地方実施人数					－	

※「①時差出勤」には、交通混雑時を避ける勤務時間の割振りやフレックスタイム制の活用等により混雑時間帯を避けて(注)出勤した職員の数の合計を記載。

(注)首都圏については8時以前又は10時以降に始業時間を割り振ったものを基本とし、それ以外の地域については各官署ごとの交通事情等を踏まえて時間を設定してください。

※「②テレワーク」には、テレワークを実施した職員数を記載。全日実施した職員のみでなく、午前のみ・午後のみなど、一日の一部について実施した職員も含む。

※今回の新型コロナウイルス感染症対応として新たに実施することとした職員に限らず、時差出勤・テレワークを実際に実施した職員全体の人数を記載してください。